

名取市震災遺児孤児奨学金の案内

(名取市震災遺児孤児奨学金支給基金)

東日本大震災以降、名取市に寄せられた寄附金を活用し、「名取市震災遺児孤児奨学金支給基金」として積み立て、震災で親を失った子どもたちの学業を支援するため、奨学金制度を創設しました。また、平成24年4月1日から対象者を拡充し、月額金を段階的に引き上げ、入学一時金を新たに支給することとしました。

1. 対象者

①名取市に住所があり、学校（小学校から大学等）に在籍している7歳から22歳に達する年度の間にある遺児または孤児。

ただし、修業年限を6年とする課程の場合は24歳に達する年度まで。

②住所は市外でも名取市の公立小・中学校に在籍している遺児または孤児。

③ただし、次の場合には奨学金を支給できません。

- ・本人（申請者）が死亡している場合。
- ・学校を退学した場合。
- ・養子縁組により両親がそろった場合。
- ・生活保護を受けている場合。

※遺児とは…東日本大震災により両親のいずれかを亡くした方。

※孤児とは…東日本大震災により両親ともに亡くした方、ひとり親でその親を亡くした方、未成年後見人をなくした方及びその他の方で現に保護養育を行っている人を亡くした方。（出生後生計を一にし養育をすべきであった保護者が死亡し、又は行方不明となっている者で、当該保護者が死亡又は行方不明となった時点において胎児であったものを含む。）

※学校とは…学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、同法第83条第1項に規定する大学（同法第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第97条に規定する大学院を除き、同法第108条に規定する短期大学を含む。）及び同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校。

※修業年限を6年とする課程とは…学校教育法第87条第2項に規定する医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程

2. 提出書類

名取市震災遺児孤児奨学金支給申請書（様式第1号）

必要書類（申請書の裏面を参照）

3. 申請書の提出先

市内公立小・中学校に在籍している方

→ 在籍している学校

市内公立小・中学校以外の学校に在籍している方

→ 教育委員会教育総務課

4. 給付金額

①月額金

小学生・中学生	月額 10,000円
高等学校等に在籍する学生	月額 20,000円
大学及び専修学校（専門学校）等に在籍する学生（※）	月額 30,000円

※高等専門学校に在籍している場合は、第4学年、第5学年まで及び専攻科に限る。

専修学校に在籍している場合は、専門課程に限る。

②一時金

小学校入学時	50,000円
中学校入学時	100,000円
高等学校等入学時	150,000円
大学及び専修学校（専門学校）等入学時（※）	300,000円

※高等専門学校に在籍している場合は、第4学年進学時。

5. 給付の方法

- ①月額金は6月末（4～6月分）、9月末（7～9月分）、12月末（10月～12月分）、3月末（1～3月分）の年4回、申請者の指定する申請者名義の口座に振り込みます。転出した方は、転出した月まで支給します。転入した方は、転入した翌月から支給します。
- ②一時金は6月末に申請者の指定する申請者名義の口座に振り込みます。

6. お知らせ

- ①この奨学金は給付型ですので返還の必要はありません。
- ②他の奨学金と併せて受給することが出来ます。
- ③現況届を毎年4月中に提出していただく必要があります。その時期になりましたら、郵送または学校を通してお知らせします。

現況届受付期間…毎年4月1日～4月末日

《提出書類》 名取市震災遺児孤児奨学金現況報告書（様式第2号）

7. お願い

- ① 認定を受けても以下の場合は届け出が必要となりますので、教育委員会教育総務課までご相談ください。
 - ・住所、氏名、振込先、保護者など、申請事項に変更があった場合
 - ・学校を退学、休学、復学、転学または停学した場合 など
 - ・受給者本人が死亡したとき。
 - ・養子縁組により両親がそろったとき。
 - ・生活保護を受けることになったとき。
- 《提出書類》 名取市震災遺児孤児奨学金異動届（様式第4号）
- ② 給付の要件に該当しなくなった場合や、申請内容に虚偽等があり、不正に受給したと市が認めるときは、給付の決定が取り消され、すでに給付した奨学金の全部または一部を返還していただく場合があります。
 - ③ 申請書は、教育委員会教育総務課で配布していますのでお問い合わせください。（名取市ホームページ <http://www.city.natori.miyagi.jp> からダウンロードすることもできます。）



お問い合わせ先	名取市教育委員会 教育総務課
住所	名取市増田字柳田570-2
電話	022-724-7169 FAX 022-384-9690